

1 選定に関する説明

令和5年度に使用する教科書については、内容が教科の目標に適合していることや、内容の程度が児童生徒の実態に即し適当であることなどから選定し、県教育委員会において採択されました。

教科書の選定に当たっては、担任や教科担当者を中心に学部内で検討をした後、校長、副校長、教頭をはじめ、校内の委員で構成する「教科書選定委員会」で審査をしました。また、外部関係者としてPTA役員から適正かつ公正な教科書選定になっているかについて意見を伺いました。